

建管第 9 6 3 号
令和 2 年（2020 年）11 月 2 日

北海道行政書士会長 様

北海道建設部建設政策局建設管理課長

「建設業許可申請の手引き」及び「経営事項審査申請の手引き」について
日頃から本道の建設行政の推進にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。
この度、別添のとおり「建設業許可申請の手引き」及び「経営事項審査申請の手引き」を
改訂しましたので、お知らせいたします。
なお、今後も法律の改正等により必要に応じて改訂を行うこととしております。

（建設業係）

道内建設業者の皆様へ

令和2年(2020年)10月

令和2年(2020年)10月1日から改正された建設業法施行規則が施行され、許可基準等が次のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

○変更点① 経營業務の管理責任者に関する経験の変更について

経營業務の管理責任者となる者に求められる経験が次のとおり変更となりました。

なお、令和2年(2020年)9月までに経營業務管理責任者となっている者は、改正後も要件を満たす扱いとなっています。なお、確認書類は、別紙「令和2年(2020年)10月以降の確認書類について」をご確認ください。

旧	I 許可を受けようとする業種に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 II 許可を受けようとする業種以外の業種に関して6年以上、経營業務の管理責任者又は執行役員等として、建設業の経營業務を総合的に管理した経験を有する者 III 許可を受けようとする業種に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあり、6年以上経營業務を補佐した経験又は執行役員等として5年以上、建設業の経營業務を総合的に管理した経験を有する者
	↓
新	I 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者【規則第7条第1号イ(1)】 II 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位 ^{※1} にある者として経營業務を管理した経験を有する者【規則第7条第1号イ(2)】 III 建設業に関し、6年以上、経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者【規則第7条第1号イ(3)】 IV 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有しており、かつ、これらと通算して、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者 ^{※2} としての経験を有する者を配置して、かつ、この人物を直接に補佐する者 ^{※3} を配置する場合【規則第7条第1号ロ(1)】 V 5年以上役員等としての経験(建設業に限らない)を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者を配置して、かつ、この人物を直接に補佐する者を配置する場合【規則第7条第1号ロ(2)】

※1:取締役会又は代表取締役から経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限ります。

※2:「役員等に次ぐ職制上の地位にある者」とは、申請者における「財務管理の業務経験、労務管理の業務経験及び業務運営の業務経験をもつ者をいいます。

※3:「直接に補佐する者」に該当するかは、次をご覧ください。

○「直接に補佐する者」とは

「直接に補佐する者(以下「補佐者」という。)」とは、上記Ⅳ又はⅤの前段に規定する人物を一定の経験のもとに補佐する者であり、補佐者は、常勤であることとともに、財務管理、労務管理、業務運営それぞれについての経験を有する者を原則1人^{※4}配置する必要があります。

また、補佐者となるには、次の要件を満たす必要があります。

要件1 補佐者は過去に申請者において、財務管理、労務管理又は業務運営の業務経験を5年以上有すること

要件2 補佐者になろうとする者は、Ⅳ前段又はⅤ前段に記載する人物から他の者を介在させることなく、直接に指揮・命令を受けて業務を行うものであること

※4:補佐者になろうとする者が財務管理、労務管理、業務運営のうち、複数の業務に係る要件を満たす場合、これらの補佐者を兼務することは可能です。

○財務管理、労務管理又は業務運営の業務経験とは

これら業務経験は次のとおりです。

財務管理:建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請け業者への代金の支払いなどに関する業務経験

労務管理:社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験

業務運営:会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験

いずれの経験も役員としての経験を含み、申請者(又は届出者)での経験に限ります。

○兼務について

補佐者が経營業務の管理責任者又は専任技術者と兼務できるか否かは次のとおりです。

- ・「補佐者」と「経營業務の管理責任者」は兼務不可
- ・「補佐者」と「専任技術者」は兼務可能

※ 補佐者と専任技術者の兼務は、同一営業所内に限ります。

○変更点② 社会保険の加入が許可の要件となりました。

令和2年(2020年)10月1日以降、許可(後述の認可含む)又は更新する際には、適切な社会保険、雇用保険に加入していることが許可の要件となり、併せて従来は確認書類だった届出を確認する書類(加入証明書や領収書)について、写しの提出が必要となりました。

ただし、個人事業主で常時雇用する従業員が4人以下の場合や建設国保に加入している場合等、各保険制度でその適用が除外される場合はこの限りではありません。

○変更点③ 地位を承継する手続きが定められました。

許可を受けた業者が、合併、譲渡、分割又は相続した場合の手続きが定められました。

合併、譲渡又は分割しようとする場合、あらかじめ(相続の場合は、許可業者の死亡後 30 日以内に)(総合)振興局へ申請し、認可を受けることで、許可を途切れさせる事なく、引き継ぐことが可能になりました。

ただし、地位を承継する場合には、許可を受けている全ての建設業を承継し、一部のみの承継は認められません。

また、地位を承継する者と承継される者の間で般特許可や業種の相違がある場合等には、別途認可に先立ち、許可の追加・廃業等が必要となる場合があります。

地位の承継手続きの詳細については、「建設業許可申請の手引き(令和2年(2020年)10月)」をご確認いただくとともに、可能な限り早めに所管の(総合)振興局へご相談ください。

○その他変更点

- ・「経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)」が変更になった他、様式のタイトル、記載事項が一部変更となっています。申請・届出の際には、最新の様式を下記ホームページからダウンロードの上、使用願います。
- ・健康保険等の加入が義務化されたことに伴い、代理人の記名押印を不可とする書類に「健康保険等の加入状況(様式別紙第7号の3)」が追加となっています。
- ・健康保険法等の改正に伴い、今後「健康保険証の写し」を提出する場合は、「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」をマスキング処理の上、提出をお願いいたします。

令和2年(2020 年)10 月1日から改正された「建設業法施行規則」が施行されたことに併せて、確認書類も次のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

○変更箇所

- ・ 経營業務の管理責任者に関する確認書類が今後は、過去の経験に応じて次のとおり変更となりました。下表のうち、1～6までの該当する要件について、○に記載した項目ごとに書類をそれぞれご用意ください。

1 建設業に関して5年以上、経營業務の管理責任者としての経験を有する者	
【規則第7条第1号イ(1)】	
○常勤性を確認する書類 健康保険証(事業所名が記載されているもの)等	
許可業者での経験の場合	許可を受けていない業者での経験の場合
○地位及び経験を確認する書類 許可通知書、 許可申請書・変更届出書(受付印のあるもの)等 (証明しようとする者の記載が確認できるもの)	○地位を確認する書類 商業登記簿、確定申告書(個人事業主に限る)等 ○経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書(年1件程度)
2 建設業に関して5年以上、経營業務の管理責任者に準ずる地位としての経験を有する者	
【規則第7条第1号イ(2)】	
○常勤性を確認する書類 健康保険証(事業所名が記載されているもの)等	○経験の期間を確認する書類 人事発令書、取締役会議事録等
○地位を確認する書類 組織図等	○経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書(年1件程度)
○権限の委譲を確認する書類 定款、執行役員規程、取締役会規則等	
3 建設業に関して6年以上、経營業務の管理責任者に準ずる地位として補佐した経験を有する者	
【規則第7条第1号イ(3)】	
○常勤性を確認する書類 健康保険証(事業所名が記載されているもの)等	○経験の期間を確認する書類 人事発令書等
○地位を確認する書類 組織図等	○経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書(年1件程度)
○財務管理、労務管理若しくは業務運営の 経験を確認する書類 業務分掌規程、過去の稟議書等	

4 建設業に関して2年以上、役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者

【規則第7条第1号ロ(1)】

○常勤性を確認する書類

健康保険証(事業所名が記載されているもの)等

【建設業に関して2年以上の経験に関する確認書類】

許可業者での経験の場合	許可を受けていない業者での経験の場合
○地位及び経験を確認する書類 許可通知書、 許可申請書・変更届出書(受付印のあるもの)等 (証明しようとするものの記載が確認できるもの)	○地位を確認する書類 商業登記簿、確定申告書(個人事業主に限る)等 ○経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書(年1件程度)

【建設業に関して5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験に関する確認書類】

	許可業者での経験の場合	許可を受けていない建設業者での経験の場合
『役員等の場合』	○地位及び経験を確認する書類 許可通知書、 許可申請書・変更届出書(受付印のあるもの) (証明しようとするものの記載が確認できるもの)	○地位を確認する書類 商業登記簿、確定申告書(個人事業主に限る)等 ○経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書(年1件程度)
『役員等に次ぐ職制上の地位の場合』	○地位の確認書類 組織図等 ○財務管理、労務管理、業務運営の経験を確認する書類 業務分掌規程、過去の稟議書等 ○期間の確認 人事発令書等	○地位の確認書類 組織図等 ○財務管理、労務管理、業務運営の経験を確認する書類 事務分掌、過去の稟議書等 ○期間の確認 人事発令書等 ○経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書(年1件程度)

5 5年以上、役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上の役員等として経験を有する者

【規則第7条第1号ロ(2)】

○常勤性を確認する書類

健康保険証(事業所名が記載されているもの)等

【5年以上、役員等としての経験に関する書類】

○地位を確認する書類

商業登記簿、確定申告書(個人事業主に限る)等

【2年以上、建設業に関する役員等としての経験に関する書類】

許可業者での経験の場合	許可を受けていない業者での経験の場合
○地位及び経験を確認する書類 許可通知書、 許可申請書・変更届出書(受付印のあるもの)等 (証明しようとするものの記載が確認できるもの)	○地位を確認する書類 商業登記簿、確定申告書(個人事業主に限る)等 ○経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書(年1件程度)

6 常勤役員等を直接に補佐する者(上記、4と5の場合、併せて下記の確認書類が必要です)

【規則第7条第1号ロ柱書】

上記のうち、申請しようとするものが有する経験について、それぞれ次の書類を提示してください。

○申請者での経験であることを確認する書類

健康保険証(事業名、交付年月日が確認できるもの)等

○財務、労務、業務運営に関する経験を確認する書類

過去の稟議書、人事発令書等

○地位を確認する書類

組織図等

※ここに記載したものは代表的なものであり、審査の結果、追加の書類や他の書類の提示を求められることがあります。

「建設業許可申請の手引き」改正点等について

R2(2020).11.2

○法改正に伴う主な改正点

番号	ページ	箇所	概要
2 許可に必要な要件 (P5～)			
1	P5	2 (1)「許可要件」と「欠格要件」	経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの（以下、「経營業務の管理能力」という。）に関する基準に関する許可要件が見直されたことによる、記述の修正
2	P6	同上	雇用保険、社会保険の加入が許可の要件となったことによる、記述の追加
3		(2) 許可要件 ①経營業務の管理能力 ②社会保険等	番号1、2の改正に伴い、許可要件となる経營業務の管理能力及び加入が義務となった社会保険に関して、求める具体的要件の記述を追加
4	P7	用語解説	番号1の変更に伴い、定義された用語が追加されたので、それら定義に関する記述を追加
5	P7	その他	経營業務の管理能力について、業種ごとに区別していたが、今後は区別しない扱いとなったため、記述を削除
3 認可（許可）申請の手続 (P13～)			
6	P14	(2)「申請方法」と「標準処理期間」	地位の承継に関する認可の規定が追加されたことに伴い、申請を辞退・取りやめした際の手続きに関する記述を追加
7	P16	(5) 譲渡及び譲受け	地位の承継に関する認可の規定が追加されたことに伴い、申請手続きに関する記述を追加
8	P17	(6) 合併（法人に限る）	同上
9	P17	(7) 分割（法人に限る）	同上
10	P18	(8) 相続	同上
資料編 (P22～)			
11	P49	表 4-1 許可申請書の様式と添付書類	経營業務の管理能力に関する要件が見直されたことに伴い、提出する様式、確認書類が変更となったので、記述を修正
12	P50	表 4-2 認可申請書の様式と添付書類	地位の承継に関する認可の規定が追加されたことに伴い、申請事由ごとに必要な申請書類に関する表を追加
13	P51	表 4-3 申請に係る確認書類	経營業務の管理能力について、直接に補佐する者が新設されたため、当該人物に関する確認書類に関する記述を追加
14	P52	(旧) 表 4-3 Ⅲ健康保険等の加入状況に関する確認書	健康保険等の加入状況が許可の要件となったことに伴い、従来加入を確認するため、提示を求めている書類が提出となったため、提示を求める書類としての記述を削除し、表

		類	4-4 を追加
15	P52	表 4-4 届書をしたことを（変更の内容を）証する書面	健康保険等の加入を確認するための書類が法定書類となったことに伴い、表を新設し、記述を追加
16	P52	表 4-5 知事が必要と認める書類	地位の承継に関する認可申請が規定されたことに伴い、法定書類の他に提出が必要な書類に関して、表を新設し、記述を追加
17	P54	表5 No11 常勤役員等（経營業務の管理責任者に限る）	経營業務の管理能力（旧：経營業務の管理責任者）について、様式の追加、名称の変更があったので、記述を修正
18	P55	表5 No12 常勤役員等を直接に補佐する者	法改正に伴い、左記直接に補佐する者が規定されたので、当該人物に関する変更の手続きについて、記述を追加
19	P56	表5 No15 決算等事業年度が終了する毎に届出を行う必要があるもの	社会保険の加入が義務化されたことに伴い、変更の内容に 応じて、届出する時期が変更となったので、記述を追加
20	P56	表5 No17 健康保険等の加入状況	健康保険等への加入が義務化されたことにより、変更の手続きも規定されたため、欄を追加し、記述を追加

○様式番号の追加・内容の変更について

番号	ページ	R2.10～ (新)	～R2.9 (旧)	概要
1	P58	様式第1号		項番号 14 のうち、「経營業務の管理責任者の氏名」が削除
2	P69	様式第2号		記載要領8（手引きでは、13、14）の記述が追加
3	P70	様式第3号		様式番号中、関係条項が追加
4	P72	様式第4号		・様式番号中、関係条項が追加 ・記載要領1の記述が変更
5	P73	様式第6号		・様式番号中、関係条項が追加 ・誓約する内容の変更
6	P75	様式第7号 (別紙含む)		
7	P78	様式第7号の2 (別紙1～3含む)		(新設)
8	P86	様式第7号の3		(新設) ※旧様式20号の3と同じ内容
9	P102	様式第20号の3	様式第20号の4	様式番号の繰上り
10	P106	様式第22号の2		記載要領のうち、(旧)経營業務の管理責任者及び補佐する者に関する変更について、記述を追加
11	P108	様式第22号の3		届出事項の記述を修正
12	P112	様式第22号の5 (別紙1～3含む)		(新設)
13	P123	様式第22号の6		(新設)
14	P124	様式第22号の7 (別紙1～3含む)		(新設)
15	P135	様式第22号の8 (別紙1～3含む)		(新設)
16	P146	様式第22号の9		(新設)
17	P148	様式第22号の10 (別紙1～3含む)		(新設)
18	P158	様式第22号の11		(新設)
19	P159	様式第22号の12		(新設)
20	P161	道要綱別紙5－1	道要綱別紙4－1	認可申請に関する様式の追加に伴う、様式番号の繰り下がり

「経営事項審査申請の手引き」改正点等について

R2(2020).1 1.2

○法改正に伴う主な改正点

番号	ページ	箇所	概要
1	P3	4 審査項目	W10 に関する評価時期について、記述を追加
2	P3	表1 経営事項審査 の審査項目一覧	W10 点の創設に伴う、項目の追加
3	P7	表5 その他審査項目【別紙三】に係る 確認書類一覧	技術者のCPD 単位及び技能レベル向上者数に関する確認 書類の欄を追加
4	P23	技術職員名簿【別紙 二】	様式改正に伴う変更
5	P25	「CPD 単位取得数」	評価の基準に関する記述を追加
6	P28	4 その他審査項目 【別紙三】	様式改正に伴う変更（項番61、62の追加）
7	P31	項番 52「監査の受 審状況」	監査を行う1 級経理事務士について、更新講習の受講が義 務化されたことに伴い、記述を追加
8	P32	項番 53「公認会計 士の数」	評価の対象となっていた 1 級経理事務士について、更新 講習の受講が義務化されたことに伴い、記述を追加
9	P32	項番 54「二級登録 経理試験合格者の 数」	評価の対象となっていた 2 級経理事務士について、更新講 習の受講が義務化されたことに伴い、記述を追加
10	P34	項番 61「CPD 単位 取得数」	当該項目に関する記載要領を追加
11	P34	項番 62「技能レベ ル向上者数」	同上

